六戸町教育・保育施設等利用者負担額表

≪１号認定の料金（幼稚園等利用者）≫

階層区分	町階層区分		利用者負担額	国階層区分	【参考】国基準額（上限とする額）
A	生活保護世帯		0円	第１	0円
B	市町村民税非課税		0円	第２	3,000円
D１	市町村民税課税	母子世帯等	8,400円	第３	16,100円
	所得割課税額77,100円以下		9,400円		
D２	市町村民税課税 所得割課税額211,100円以下		13,800円	第４	20,500円
D３	市町村民税課税 所得割課税額211,100円以上		19,000円	第５	25,700円

※教育標準時間（４時間）の保育料です。１号認定の場合、利用者負担金とは別に各施設で定める費用（給食費や通園バス代）がかかる場合があります。

≪２号・３号認定の料金（保育所等利用者≫

階層区分		六戸町利用者負担額（月額／円）					階層区分	【参考】国基準額（保育料の上限とする額）				
		区分		２号（３～５歳）		３号（０～２歳）			区分	２号（３～５歳）		３号（０～２歳）	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間
A		生活保護世帯等		0	0	0	0	第１	生活保護世帯	0	0	0	0
B		町民税非課税世帯（母子世帯等）		0	0	0	0	第２	市町村民税非課税世帯	6,000	6,000	9,000	9,000
		町民税非課税世帯（上記以外の世帯）		6,000	6,000	9,000	9,000						
C１		均等割のみ課税世帯（母子世帯等）		10,500	10,300	13,500	13,300	第３	所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300	19,500	19,300
		均等割のみ課税世帯（上記以外の世帯）		11,500	11,300	14,500	14,300						
町民税所得割課税世帯	D１	所得割4,200円以下	母子世帯等	15,500	15,000	18,500	18,000						
			上記以外世帯	16,500	16,000	19,500	19,000						
	D２	4,200円以上	100,000円未満	22,000	21,500	25,000	24,500	第４	所得割課税額97,000円未満	27,000	26,600	30,000	29,600
	D３	100,000円以上	169,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500	第５	所得割課税額169,000円未満	41,500	40,900	44,500	43,900
	D４	169,000円以上	301,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500	第６	所得割課税額301,000円未満	58,000	57,100	61,000	60,100
	D５	301,000円以上	397,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,500	第７	所得割課税額397,000円未満	77,000	75,800	80,000	78,800
	D６	397,000円以上		27,000	26,500	30,000	29,500	第８	所得割課税額397,000円以上	101,000	99,400	104,000	102,400

※保育標準時間（１１時間）と保育短時間（８時間）の保育料です。（給食費込み）

１．年齢基準日は４月１日となります。年度中に誕生日を迎えた場合でも基準日の年齢で保育料を徴収いたします。

２．「市町村民税所得額」は、父と母の市町村民税課税額（税額控除前※配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除）を合算した額となります。
※ただし、生計中心者が母ではない場合は、生計中心者の課税額となります。

３．「母子世帯等」は、母子、父子、在宅障がい者の世帯です。

４．１号認定については、小学校３年以下の児童において、上から２人目の児童の利用者負担額は半額、３人目以降の児童の利用者負担額は無料になります。

５．２・３号認定については、兄妹が２人以上入所する場合は、下の児童の利用者負担額が半額、さらに下の児童の利用者負担額が無料になります。